

県土整備部

まちづくり・仮設住宅派遣職員

平成23年3月18日～平成24年3月31日

役 割	派遣先	現地活動期間		氏 名	県市等	県所管部局	所 属	役 職
		自	至					
応急仮設住宅建設支援	宮城県庁	3/18 ~ 3/31	山本 逸二	県	県土整備部	営繕課	技術専門員	
			大橋 啓二	県	県土整備部	公営住宅課計画係	主査	
			山盛 貴重	県	県土整備部	公営住宅課明舞中央地区担当	主査	
		3/29 ~ 3/30	3/30 ~ 4/15	稲垣 宜春	県	県土整備部	営繕課営繕第2係	係長
				神内 重邦	県	阪神北県民局	宝塚土木事務所まちづくり建築課	課長補佐
		4/13 ~ 4/14	4/14 ~ 4/30	浅井 徳二	県	住宅供給公社	住宅整備部県営住宅建設第2課	主査
				菅 雄二	県	県土整備部	営繕課営繕第2係	係長
		4/28 ~ 4/29	5/15	辻本 浩司	県	県土整備部	住宅政策課まち再生企画係	主査
				坂本 行弘	県	住宅供給公社	住宅整備部県営住宅建設第2課	主査
		5/13 ~ 5/14	5/30	西谷 一盛	県	県土整備部	都市計画課	主幹
				松井 雅伸	県	県土整備部	住宅政策課まち再生企画係	係長
		5/28 ~ 5/29	6/14	藤元 清	県	住宅供給公社	住宅整備部県営住宅建設第1課	主査
				戸田 隆彦	県	県土整備部	営繕課耐震・構造係	主幹兼係長
		6/12 ~ 6/13	6/30	林 倫子	県	県土整備部	都市計画課都市環境係	係長
				徳岡 利一	県	住宅供給公社	住宅企画部明舞団地再生課	課長
		6/28 ~ 6/29	7/15	片峯 房幸	県	県土整備部	開発調整室開発指導係	課長補佐
				松尾 憲和	県	県土整備部	営繕課	主任技術専門員
		7/13 ~ 7/14	7/31	栄 真樹	県	阪神北県民局	宝塚土木事務所まちづくり建築課	課長
				岡本 憲幸	県	県土整備部	都市政策課緑化政策係	係長
		7/29 ~ 7/30	8/15	湊 健史	県	県土整備部	住宅政策課まち再生企画係	職員
國分 智香子	県			県土整備部	営繕課営繕第2係	主査		
8/12 ~ 8/14	8/31	藤原 文達	県	県土整備部	建築指導課構造審査係	係長		
		門脇 崇博	県	県土整備部	営繕課耐震・構造係	主任		
8/12 ~ 8/14	8/31	絹川 茂樹	県	住宅供給公社	住宅整備部設備課	主査		
		長尾 元嗣	県	県土整備部	設備課	主任技術専門員		
9/1 ~ 9/2	9/17	邑橋 恵子	県	県土整備部	開発調整室開発指導係	主査		
		瀧田 明子	県	県土整備部	営繕課営繕第1係	職員		
9/12 ~ 9/14	9/28	植田 吉則	県	県土整備部	住宅政策課住宅総合計画係	係長		
		池田 真也	県	県土整備部	建築指導課管理係	主査		
9/12 ~ 9/14	9/28	増田 裕介	県	県土整備部	下水道課経営管理係	職員		
		宮下 誠	県	県土整備部	建築指導課防災耐震係	係長		
9/12 ~ 9/14	9/28	杉本 明	県	県土整備部	市街地整備課市街地再開発係	主査		
		中川 政司	県	企画県民部	情報企画課ネットワーク運用係	職員		
仮設住宅配電確認支援	宮城県庁	4/17 ~ 5/3	桂 一之	県	県土整備部	設備課機械第1係	主査	
		5/1 ~ 5/17	森兼 靖公	県	県土整備部	設備課機械第2係	主査	
仮設住宅業者公募業務	宮城県庁	4/14 ~ 5/10	永田 佳幸	県	県土整備部	営繕課営繕第2係	主査	
建築制限・都市復興計画	釜石市	3/24 ~ 3/28	荒谷 一平	県	県土整備部	都市計画課施設第1係	課長補佐	
			難波 健	県	県土整備部	都市計画課	建築調整専門員	
	宮城県庁	3/27 ~ 3/30	足立 寿伸	県	県土整備部	市街地整備課区画整理係	副課長兼係長	
被災宅地危険度判定	仙台市	4/18 ~ 4/23	上原 正裕	県OB				
			岩本 孝司	県	県土整備部	開発調整室審査係	係長	
復興都市計画等	宮城県東松島市	5/23 ~ 5/27	木戸 政視	県	県土整備部	開発調整室開発指導係	主査	
			永松 寛喜	県OB				
復興事業計画策定支援	福島県	8/18 ~ 8/19	小南 正雄	県	但馬県民局	豊岡土木事務所	まちづくり参事	
			前川 哲郎	県	県土整備部	都市計画課施設係	主査	
			藤原 一	県	県土整備部	市街地整備課	課長	
県営住宅災害査定事務支援	宮城県庁	10/31 ~ 11/22	椋田 健治	県	県土整備部	公園緑地課技術指導係	課長補佐	
			出野上 聡	県	県土整備部	住宅政策課	副課長	
			黒原 義晶	県	県土整備部	公営住宅課計画係	主査	
まちづくり計画策定等	南三陸町	11/21 ~ 12/6	吉田 純一	県	県土整備部	建築指導課防災耐震係	主査	
			山崎 尚	県	県土整備部	住宅政策課まち再生企画係	主査	
		6/1 ~ 3/31	9/19 ~ 10/16	松浦 純	県	県土整備部	都市政策課都市政策係	課長補佐
				松谷 真利	県	県土整備部	営繕課耐震・構造係	主査
		10/14 ~ 11/11	11/9 ~ 12/7	湯本 昇	県	県土整備部	土地対策企画調査係	主査
				原田 賢使	県	県土整備部	住宅政策課住宅総合計画係	主査
		12/5 ~ 12/12	1/10 ~ 2/5	柳井 徹	県	淡路県民局	洲本土木事務所建築課	課長補佐
				田中 久年	県	企画県民部	管財課営繕係	主査
2/3 ~ 3/1	2/28 ~ 3/23	豊開 愛子	県	住宅供給公社	住宅整備部県営住宅建設第1課	主任		
		杉本 明	県	県土整備部	市街地整備課市街地再開発係	主査		
計			59					

宮城県現地支援本部土木派遣職員

平成23年3月17日～24年3月31日

役 割	派遣先	現地活動期間		氏 名	県市等	県所管部局	所 属	役 職
		自	至					
土木先遣隊		3/17 ~ 3/20	笹倉 康司	県	県土整備部	道路保全課	副課長	
			横関 泰孝	県	県土整備部	下水道課計画係	課長補佐	
			田中 修平	県	県土整備部	港湾課計画係	課長補佐	
			太田 宣伸	県	県土整備部	都市計画課施設第2係	係長	
土木連絡調整要員	宮城県庁	3/23 ~ 3/26	上田 英則	県	県土整備部	道路街路課県道係	係長	
		3/25 ~ 3/28	達可 明朗	県	県土整備部	技術企画課技術調査係	課長補佐	
		3/27 ~ 3/30	木村 浩之	県	県土整備部	河川整備課治水係	係長	
		3/29 ~ 4/4	細井 将史	県	県土整備部	道路街路課鉄道高架係	係長	
		4/3 ~ 4/9	宮永 和幸	県	県土整備部	河川整備課都市河川係	課長補佐	
		4/8 ~ 4/14	山田 裕紀	県	県土整備部	砂防課土砂災害対策係	係長	
		4/13 ~ 4/19	上田 英則	県	県土整備部	道路街路課県道係	課長補佐	
		4/18 ~ 4/22	達可 明朗	県	県土整備部	技術企画課技術調査係	課長補佐	
		4/18 ~ 4/21	服部 洋平	県	県土整備部	技術企画課	副課長	
下水道調査	宮城県大崎市	3/22 ~ 3/29	田中 芳樹	県	県土整備部	下水道課計画係	主査	
			瀧川 聡	県	県土整備部	下水道課計画係	職員	
公共土木施設の復旧工事支援	宮城県大河原土木事務所	4/9 ~ 4/29	津田 知宏	県	県土整備部	技術企画課積算係	主査	
			竹中 修平	県	北播磨県民局	加東土木事務所復興事業課	課長補佐	
			足立 貴弘	県	但馬県民局	豊岡土木事務所道路保全課	主任	
		5/8 ~ 6/1	中西 裕紀	県	県土整備部	道路保全課補修係	職員	
			鶴野 聡	県	県土整備部	砂防課砂防係	主査	
			阪本 裕己	県	神戸県民局	神戸土木事務所公園砂防課	主任	
			堀本 宗男	県	中播磨県民局	姫路港管理事務所港湾整備第1課	課長補佐	
			北条 達也	県	西播磨県民局	龍野土木事務所道路整備課	課長補佐	
			隅元 厚知	県	但馬県民局	養父土木事務所ダム課	課長補佐	
	宮城県大河原土木事務所-仙台土木事務所	6/1 ~ 10/31	安井 誠一郎	県	県土整備部	道路企画課計画係	主査	
			掃部 真	県	県土整備部	道路街路課県道係	職員	
			市瀬 友啓	県	県土整備部	港湾課計画係	主任	
			岩谷 英樹	県	県土整備部	姫路土木事務所福崎事業所	職員	
	宮城県仙台土木事務所	11/1 ~ 3/31	足立 和士	県	県土整備部	道路保全課交通施設係	職員	
			深津 正樹	県	県土整備部	河川整備課防災係	職員	
			岩元 勝	県	県土整備部	都市計画課施設係	主査	
			竹野 宏紀	県	但馬県民局	新温泉土木事務所河川砂防課	職員	
	宮城県土木部設備課	6/1 ~ 10/31	中尾 拓哉	県	県土整備部	設備課機械第2係	職員	
		11/1 ~ 3/31	池田 泰	県	阪神南県民局	尼崎港管理事務所施設課	職員	
	宮城県土木部防災砂防課	8/1 ~ 12/31	近藤 和弘	県	企業庁	臨海整備課計画係	主査	
		1/1 ~ 3/31	古家 寛之	県	県土整備部	公園緑地課整備係	主査	
	岩手県宮古土木センター	9/28 ~ 12/31	尼子 公也	県	県土整備部	下水道課計画係	主査	
			谷口 佳充	県	淡路県民局	洲本土木事務所港湾第2課	職員	
		1/1 ~ 3/31	小西 直哉	県	東播磨県民局	加古川土木事務所北部整備課	職員	
高橋 徹			県	丹波県民局	丹波土木事務所河川砂防課	主査		
		計	40					

被災市街地に係る緊急的な建築制限等について

東北地方太平洋沖地震の被害に対し、心よりお見舞い申し上げます。

地震により大きな被害を受けた市街地を安全安心なまちとして、本格的に復興するためには、早急に建築制限を行うことにより無秩序な開発を防ぐ必要があると考えます。

阪神・淡路大震災からの市街地復興に際しては、被災後2ヶ月という短期間で区画整理事業等の事業手法を決定せざるを得なかったため、都計決定過程で多くの反対意見が提示されました。この教訓を踏まえて、緊急事態対応型の都市計画制度として創設されたのが「被災市街地復興特別措置法」です。

今回の大震災からの市街地復興については、同法の創設目的にのっとり、緊急避難的土地利用規制から、暫定的な「被災市街地復興推進地域」の決定、そして本格的な事業計画の決定へとスムーズな都市計画手続きを行い、迅速かつ住民総意の復旧復興を進められることを期待します。

平成23年3月16日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

宮城県知事 村 井 嘉 浩 様

福島県知事 佐 藤 雄 平 様

兵庫県知事 井 戸 敏 三

「被災市街地復興特別措置法」等を活用した建築制限の手順

1 緊急避難的建築制限（建築基準法第84条）

発災後早急に、被災地の無秩序な開発を防ぐため、都市計画決定手続きが完了するまでの間の建築制限を講じる。

〔内 容〕 被災市街地のうち、土地区画整理事業等の必要な区域の指定
同区域内における建築物の建築を制限又は禁止

〔建築制限ができる期間〕 災害発生の日から1ヶ月以内（1ヶ月延長可能）＝最大2ヶ月

〔制限主体〕 特定行政庁

2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定

（都市計画法第10条の4、被災市街地復興特別措置法）

建築基準法による建築制限期間内（2ヶ月以内）に、区画整理事業等の面的整備が必要な区域について、事業手法決定までの一定期間の建築制限のため、緊急復興方針を定める大枠の都市計画決定を行う。

〔内 容〕 面的整備が必要な区域を定め、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善方針（緊急復興方針）を策定
具体的な事業手法の決定は不要
上記の区域における建築行為等を制限

〔建築制限ができる期間〕 災害発生の日から2年以内（都市計画で決定）

〔都計主体〕 市町村

3 土地区画整理事業等の都市計画決定

（都市計画法第12条、土地区画整理法等）

被災市街地復興推進地域の都計で定めた期間内（2年以内）に、地域住民との十分な意見調整を行い、土地区画整理や市街地再開発等の具体的な市街地開発事業の内容について都市計画決定を行う。

[問い合わせ先]

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

課長 水埜 浩 主幹 西谷 一盛

電話 078-362-3586 FAX 078-362-4453

E-MAIL hiroshi_mizuno@pref.hyogo.lg.jp

〔参考〕大規模な災害を受けた市街地の復興の流れ

阪神・淡路大震災の場合		東北関東大震災の場合		
H7.1.17	<p>阪神淡路大震災発生</p> <p>被災市街地の調査</p>		H23.3.11	<p>東北関東大震災発生</p> <p>(至急) 被災市街地調査</p>
H7.2.1 ~	<p>建築基準法による建築制限(特定行政庁)</p> <p>区画整理事業等の都計決定手続き着手 原案作成 公聴会 案の縦覧 審議会</p>	<p>・都市計画決定手続きに2月程度必要なため、建築基準法84条による区域設定を行い、都市計画制限と同程度の建築制限を実施。(制限期間：災害の発生日から1ヶ月以内+1ヶ月延長可)</p> <p>・神戸市(H7.2.1) ・芦屋市(H7.2.9) ・西宮市(H7.2.1) ・宝塚市(H7.2.9) ・北淡町(H7.2.9)</p>	(至急)	<p>建築基準法による建築制限(特定行政庁)</p>
H7.2.26	<p>被災市街地復興特別措置法制定、施行</p>			
H7.3.17	<p>被災市街地復興推進地域、土地区画整理事業等の決定</p> <p>【土地区画整理事業等に二段階都市計画決定手続き導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1段階：都市計画の大枠として、区画整理事業の区域、幹線道路等のみを決定 ・2段階：暮らしに関わる区画道路、街区公園等を決定 	<p>・新法施行時に区画整理等の計画決定手続きが進捗していたため、被災市街地復興推進地域の指定と市街地開発事業、土地区画整理事業を同時に決定</p>	2ヶ月以内	<p>被災市街地復興推進地域決定等</p>
H7.12 ~H9.12	<p>土地区画整理事業等の変更決定(2段階目)</p>		H23.5.11	
			2年以内	<p>土地区画整理事業等決定</p>
			H25.3.11	

東日本大震災における宮城県・土木インフラの復興に係る提案

I 東日本大震災による被害の特徴と課題

- ①地震動による被害は小さく、津波による沿岸部の被害が甚大
- ②ガレキの処分場所の絶対量が不足(平常時の23年分)
- ③仙台平野の沿岸部で広範囲な浸水地域が発生(約330km²)

II 土木インフラ復興の基本的考え方

- ①緊急インフラ3ヶ年計画による道路、河川、港湾等の機能の早期回復を図る。
- ②巨大津波に対するハード対策の限界を踏まえつつ、復興まちづくりと連携しながら、今回の課題(ガレキの処分、地盤沈下など)を踏まえ、今後10年間を目途にインフラ復興を進める。

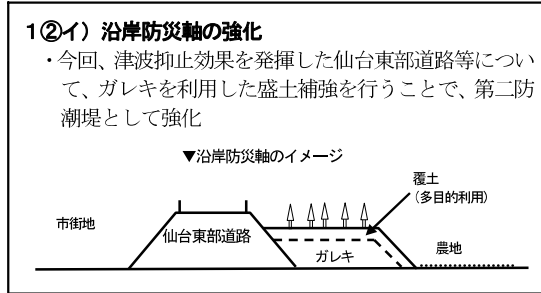
III インフラ復興に向けた主な提案項目

1 防災ラダー道路ネットワークの強化【リダンダンシーの確保】

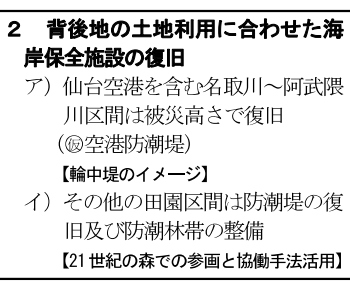
- ①国幹軸と沿岸防災軸を結ぶラダー道路の強化
- ②沿岸防災軸の早期形成と強化
 - ア) 三陸縦貫自動車道の未整備区間の早期整備
 - イ) 仙台東部道路等の防災機能強化
- 2 背後地の土地利用に合わせた海岸保全施設の復旧
 - ア) 仙台空港の前面は被災高さで復旧(◎空港防潮堤)
 - イ) その他区間は防潮堤の復旧及び防潮林帯の整備
- 3 基幹防災公園の整備
- 4 河川における津波溯上区間の堤防強化(巻堤等)

1①防災ラダー道路ネットワークの強化
 ・沿岸部と内陸部を結ぶラダー状の道路の防災機能を強化(国道284号、398号、108号、4号)

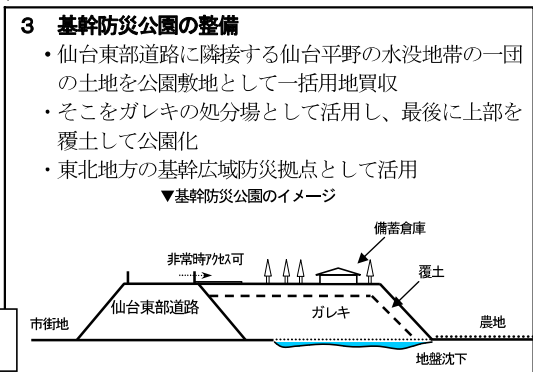
1②ア) 沿岸防災軸の早期形成
 ・三陸縦貫自動車道の未整備区間(登米～気仙沼)の早期整備



(試算: ガレキの収容可能量)
 $V1 = 30m \times 5m \times 30km = 450 \text{ 万 m}^3$



(試算: ガレキの収容可能量)
 $V2 = 30m \times 5m \times 12km = 180 \text{ 万 m}^3$



(試算: ガレキの収容可能量)
 $V3 = 5m \times 1km \times 1km = 500 \text{ 万 m}^3$

(ガレキの収容可能量の試算集計) ※本計画の実施により宮城県での発生量を概ね収容可能
 合計 $V1+V2+V3 = 1,130 \text{ 万 m}^3$ 重量換算 $1.0 \sim 1.5 \text{ t/m}^3$ として $1,130 \text{ 万} \sim 1,700 \text{ 万 t}$ ⇔ 宮城県発生量 $1,500 \text{ 万} \sim 1,800 \text{ 万 t}$

東日本大震災における『復興まちづくり』への提案

阪神・淡路大震災における経験を踏まえ、東日本大震災と阪神・淡路大震災との相違点を考慮して、被災した地方公共団体に対し『復興まちづくり』の推進に向けた提案を行う。

東日本大震災と阪神・淡路大震災との相違点

- ①東日本大震災は、地震よりも津波の被害が大きく、被災地域が非常に広範囲であるとともに、被災した地区としなかった地区とが明確であり、被災した地区は壊滅的な状態である。
- ②阪神・淡路大震災では、生活再建に必要な就業の場が大阪など周辺地域に存在したが、東日本大震災で漁業、水産加工業、農業等が壊滅状態にある被災地においてはその産業の再生が不可欠である。
- ③湾の形状や平地と山地との関係など、被災地の地形条件が異なるため、地域毎の復興手法の検討が必要となる。
- ④復興計画では地震とともに津波対策が必要であり、面的な計画に加え、垂直方向の避難等を考慮した立体的な計画が必要となる。
- ⑤被災地は、面的整備事業など都市計画事業の実施可能な都市計画区域だけではなく、都市計画区域外もあることから別の復興手法の検討も必要となる。
- ⑥まちづくりコンサルタント等民間団体の活動が低迷している。

『復興まちづくり』の推進に向けた提案

1. 大規模な津波は完全に防げないことを前提に、人命の安全を確保するため、避難地及び避難路の確保に主眼を置いた安全・安心なまちづくりを進める復興まちづくり基本計画の策定が必要である。

2. 生活者の視点に立ち、生活する上で不可欠な公益施設等の復興や就業の場の確保を最優先した段階的な復興のシナリオを検討する必要がある。

【視点】

- 生活する上で不可欠な医療、福祉、教育等の公益施設や生活利便施設（購買施設、給油施設等）の復興を最優先することが必要である。
- 漁業、水産加工業、農業等の施設の復興により、就業の場の確保を最優先することが必要である。

3. 市町村主体の復興まちづくりの基本計画及び事業計画の策定に向け、被災市町村の人員不足を補い体制整備を図るため、被災県の全面的な支援や他の地方公共団体・UR・学会等の積極的な支援が必要である。

4. 住民ニーズの把握や住民参加のまちづくりに、全国のコンサルタントを投入する必要がある。

【まちづくり活動拠点の早期設置】

- 被災地区又は避難所の近辺に、コンサルタントが住民からの相談に応じ、意見を集約するための活動拠点を早期に設置する必要がある。

【国庫負担によるコンサルタント派遣】

- 被災地区が広範で、一時期に多数のコンサルタントの派遣が必要になることから、当面、国庫負担によるコンサルタント派遣を行う仕組みが必要である。

平成 23 年 4 月 14 日

兵 庫 県

『復興まちづくり』の検討シナリオ（復旧期）

初動対応期 （震災直後～3ヶ月）	基本計画の策定期 （震災後～6ヶ月）	事業計画の推進期 （震災後～2年）
<p>1. 復興まちづくりに向けた体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の地方自治体職員等による支援チームの編成 ・まちづくり専門家（民間コンサルタント）の常駐化 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>2. 建築制限の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物が一部損壊したエリアの調査を実施 ・建築基準法第84条地域の指定（震災から最長2ヶ月） ・被災市街地復興推進地域の指定（震災から最長2年） <p style="text-align: center;">↓</p> <p>3. 復興まちづくりに向けた当面の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅の建設 ・建築制限の弾力的な運用を通じた仮設の漁業関連施設等の建設による就業の場の確保 	<p>4. 住民ニーズの把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民所在地調査や被災者登録システム構築 ・住民の意向把握（自力再建・市町域外転出等） ・地域毎にまちづくり活動拠点施設を設置 ・国庫負担によるコンサルタントの派遣 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>5. 復興まちづくり基本計画（土地利用の基本方針）の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政主導による復興まちづくり基本計画の策定 ・産業や医療、福祉、教育等の早期復興など段階的なシナリオの検討（別添イメージ図） <p><シナリオ案の内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 仮設住宅の建設と就業の場の早期復旧（復旧期） 2) 復興に必要なインフラの整備と宅地の整序（復興初期） 3) 避難地となる庁舎や復興公営住宅の建設（復興中期） 4) 本格的な復興市街地の形成（復興完成期） 	<p>6. 復興まちづくり事業計画の策定・住民主体のまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会の設立 ・アドバイザー派遣制度・まちづくり活動費の助成制度の創設 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>7. 土地区画整理事業等面的整備事業の具体的検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2段階の都市計画手法の検討 ・所有者不明地等の迅速な処理と集約換地の手法の検討

『復興まちづくり』の留意点について

■ 初動対応期（震災直後～3ヶ月）

1. 復興まちづくりに向けた体制整備

がれき処理、建物等の被災状況調査、応急仮設住宅の建設等の作業と並行して、復興まちづくりに向けた推進体制の早期整備が必要である。

〔阪神・淡路大震災における取組〕

兵庫県においては、都市計画に関する共通課題整理や復興計画の立案に対応するため、市町の連携による各被災地域の個別課題に対応する組織体制を整備した（震災から1週間後）。また、都市計画、市街地整備、公営住宅整備等を総合的に推進するために復興本部を設置した（震災から2ヶ月後）。

市町においては、復興に向けた準備組織を独自に整備したほか、人員が少ない市町については、県職員の派遣により体制を補強した。

〔東日本大震災における留意点〕

- ①被災市町村における絶対的な人員不足を解消するため、市町と県との既存の業務分担を越えた被災県による業務の代行や他の地方自治体職員、独立行政法人都市再生機構（UR）、学会等による支援チームの編成が必要である。
- ②地方公共団体の業務を補完するため、都市計画や住民参加型まちづくりの専門家（民間コンサルタント等）を常駐させ、各種調査や復興計画の立案等の業務を実施する体制が必要である。

2. 建築制限の実施

被災者による無秩序な自主再建により復興事業等に支障が生じることから、建物やインフラ（道路、港湾、ライフライン）の被災状況を把握した上で、建築基準法第84条地域（震災から最長2ヶ月）や被災市街地復興推進地域の指定（震災から最長2年）による建築制限が必要である。

〔阪神・淡路大震災における取組〕

国、関係団体の協力を得て県及び市町で早期に被災地の建物の被災状況を把握し、さらに都市計画学会等の協力を得て詳細調査を実施し調査の精度を高めた。

面的整備事業の都市計画決定は一定の時間を要することから、震災から2、3週間後に被災市は建築基準法第84条地域の指定により建築制限を実施した。

また、住民の所在が明確でないこともあり、住民意向を十分把握できないまま土地区画整理事業等の都市計画を決定（震災から2ヵ月後）し建築制限を継続したが、同時期に国により被災市街地復興推進地域制度が創設されたことから、地域指定も同時に実施した。

〔東日本大震災における留意点〕

- ①津波被害により建物が全壊したエリアについては調査の必要性は低く、津波の影響を受け建物が一部損壊したエリアに限り、詳細調査により被災状況を把握することが必要である。
- ②被災した地域において、面的整備事業を実施する地域を特定することに時間を要することも考えられることから、一旦、広範囲に被災市街地復興推進地域の指定を行い、建築制限の期間（震災から最長2年）内に面的整備事業の都市計画手続を行うことが必要である。
また、面的整備事業の都市計画手続に時間を要することも想定し、国における建築制限の期間延長の検討が必要である。
- ③被災市街地復興推進地域は都市計画区域において適用する制度であるため、国における都市計画区域外における同様の建築制限に関する制度の創設等の検討が必要である。

3. 復興まちづくりに向けた当面の対策

住民ニーズを踏まえた復興まちづくり計画を策定するまで一定の時間を要することから、当面の復興対策として住宅や就業の場の確保が必要である。

〔阪神・淡路大震災における取組〕

被災直後から仮設住宅の建設に向け用地確保や発注の準備を行う市もあったが、効率的な建設の必要性から県で一括して事業を行うこととなり、(社)プレハブ建築協会を窓口に関災後7ヶ月間で10期に分け48,300戸を建設した。

〔東日本大震災における留意点〕

仮設住宅の建設に加え、建築制限の弾力的な運用を通じた仮設の漁業関連施設等の建設により就業の場の確保が必要である。

■基本計画の策定期（震災後～6ヶ月）

4. 住民ニーズの把握

復興まちづくり計画の策定に向け、全国からコンサルタントを被災地に投入し、現地相談所、まちづくり活動拠点施設等を開設して住民ニーズを把握することが必要である。

〔阪神・淡路大震災における取組〕

神戸市では既存のまちづくり協議会に対するコンサルタント派遣制度が住民ニーズの把握に有効に機能した。

また、兵庫県と神戸市が「阪神・淡路大震災復興基金」（以下「復興基金」）を創設し、神戸市以外の市町に対して支援する制度も整備した（震災から3ヶ月後）。

〔東日本大震災における留意点〕

①復興まちづくり計画の検討のため、今後の居住地（被災地での再居住・市町域外転出等）、住宅（復興公営住宅への入居・自宅の自力再建等）、就業（内容、再開時期等）などに関する被災者の意向について調査が必要である。

そのため、被災者の所在地調査や被災者登録システムの早期構築が必要である。

②住民ニーズの把握と住民参加のまちづくりを進めるためには、それぞれの被災地区又は避難所の近辺に、コンサルタントが住民からの相談に応じ、意見を集約するための活動拠点（まちづくり協議会が設立された場合、その活動拠点ともなる）の設置が必要である。

③被災地が広範であるため、一時的に多数のコンサルタントの派遣が必要になることから、当面、国庫負担によるコンサルタント派遣を行う仕組みが必要である。

5. 復興まちづくり基本計画（土地利用の基本方針）の策定

住民に出来るだけ早く将来像を示すため、住民のニーズを踏まえつつ、行政主導による復興まちづくりについての基本計画（土地利用の基本方針）の策定が必要である。

〔阪神・淡路大震災における取組〕

計画づくりに着手後（震災から数日後）骨子の作成（3週間後）、国及び市町との調整を経て、県民等の意見や学識者の提言を踏まえ、震災から得られた以下の教訓のもとに「阪神・淡路都市復興基本計画」を策定した（震災から3ヶ月後に公表、7ヶ月後に策定）。

- 1) 急傾斜地での被災対策として、緑の保全などの自然と共生したまちづくりが必要
- 2) 火災の延焼防止対策として、水と緑のネットワークづくりが必要
- 3) 都市機能が集中した中心市街地の被災対策として、都市機能の分散配置が必要
- 4) 交通の大動脈の被災による都市機能不全の対策として、バランスのとれた交通体系の構築が必要
- 5) 住工混在の密集市街地での被災対策として、市街地の面的整備が必要
- 6) 老朽建築物の被災対策として、耐震性の向上と不燃化の推進が必要
- 7) 防災体制づくりとして、地域コミュニティを育むまちづくりが必要
- 8) 避難施設として、体系的な防災拠点の整備が必要
- 9) 被災地域で通信麻痺対策として、多様で多元的な通信手段の整備及び普及が必要
- 10) 緊急時対応が可能なライフラインの整備が必要

〔東日本大震災における留意点〕 **別添イメージ図参照**

阪神・淡路大震災での 10 の教訓に加え、

- ①津波対策や地盤沈下対策から、人工デッキの整備、地盤の嵩上げ、堤防の再構築、中高層建築物の屋上避難場所の確保等の立体的な計画の検討が必要である。
- ②漁業、水産加工業、農業等の産業や医療、福祉、教育、購買等の生活に密着した施設の早期復興など、段階的な復興のシナリオが必要である（港湾・漁港施設や小中学校等の復興方法や復興時期との連携が必要であり、復旧期・復興初期は仮設も検討）。
 - 1)仮設住宅の建設と就業の場の早期復旧（復旧期）
 - 2)復興に必要なインフラの整備と宅地の整序（復興初期）
 - 3)避難地となる庁舎や復興公営住宅の建設（復興中期）
 - 4)本格的な復興市街地の形成（復興完成期）
- ③インフラについては費用対効果を勘案した検討も必要である（下水は集落排水、ガスはプロパン等）
- ④市街地と漁村集落では条件が異なることから、各地域特性を生かした復興の手法の検討が必要である。

■事業計画の推進期（震災後～2年）

6. 復興まちづくり事業計画の策定・住民主体のまちづくりの推進

復興まちづくり事業計画の策定は、様々な復興のプロセスに細かく対応するための確に住民ニーズを把握するとともに、計画策定段階から地域住民が参加する住民主体のまちづくりが重要であることから、その体制を早期に確立するとともにその活動を支援することが必要である。

また、地域の状況や対応すべき課題に対し復興まちづくり事業として、

- ①土地区画整理事業
- ②市街地再開発事業
- ③優良建築物等整備事業
- ④住宅市街地総合整備事業
- ⑤地区計画など、様々な手法について検討することが必要である。

なお、都市計画区域外の漁村集落においては、集団移転促進事業等の制度活用が考えられる。

〔阪神・淡路大震災における取組〕

復興基金を活用し、被災地における住民主体のまちづくりを支援する「ひょうご都市（まち）づくりセンター」の設置（震災から8ヵ月後）や、まちづくりアドバイザー等の派遣、まちづくり活動費の助成などを行う「復興まちづくり支援事業」を実施した。

〔東日本大震災における留意点〕

まちづくり協議会の立ち上げや活動を支援するため、アドバイザー等の派遣制度、まちづくり活動費の助成制度の創設が必要である。

7. 土地区画整理事業等面的整備事業の具体的検討

復興まちづくり事業計画のうち、主な事業として土地区画整理事業等の面的整備事業の具体的な検討を早期に実施することが必要である。

〔阪神・淡路大震災における取組〕

面的整備事業の都市計画は、事業の区域と種類、幹線道路及び近隣公園等の大枠のみを第1段階の都市計画として決定し（震災から2ヵ月後）、土地の権利関係や地元住民のニーズを調整するため、暮らしに密接にかかわる区画道路、街区公園等を第2段階の都市計画として決定した（震災から1年以上経過）。

〔東日本大震災における留意点〕

- ①被災市街地復興推進地域の指定による建築制限の期間（最長2年）内での住民意向を踏まえた事業の具体化が必要である（事業計画の具体化に時間を要し2年間で整理できない場合は、地盤高や避難地・避難路等基本的な防災対策を含む都市計画を先行させるなど2段階都市計画の手法も検討）。
- ②所有者不明地等の迅速な処理と集約換地の手法の検討が必要である。
- ③都市計画区域以外の被災地（漁村集落等）では、国における都市計画事業以外の手法の創設等の検討や都市計画事業と同様の制度（建築制限や土地区画整理事業等）

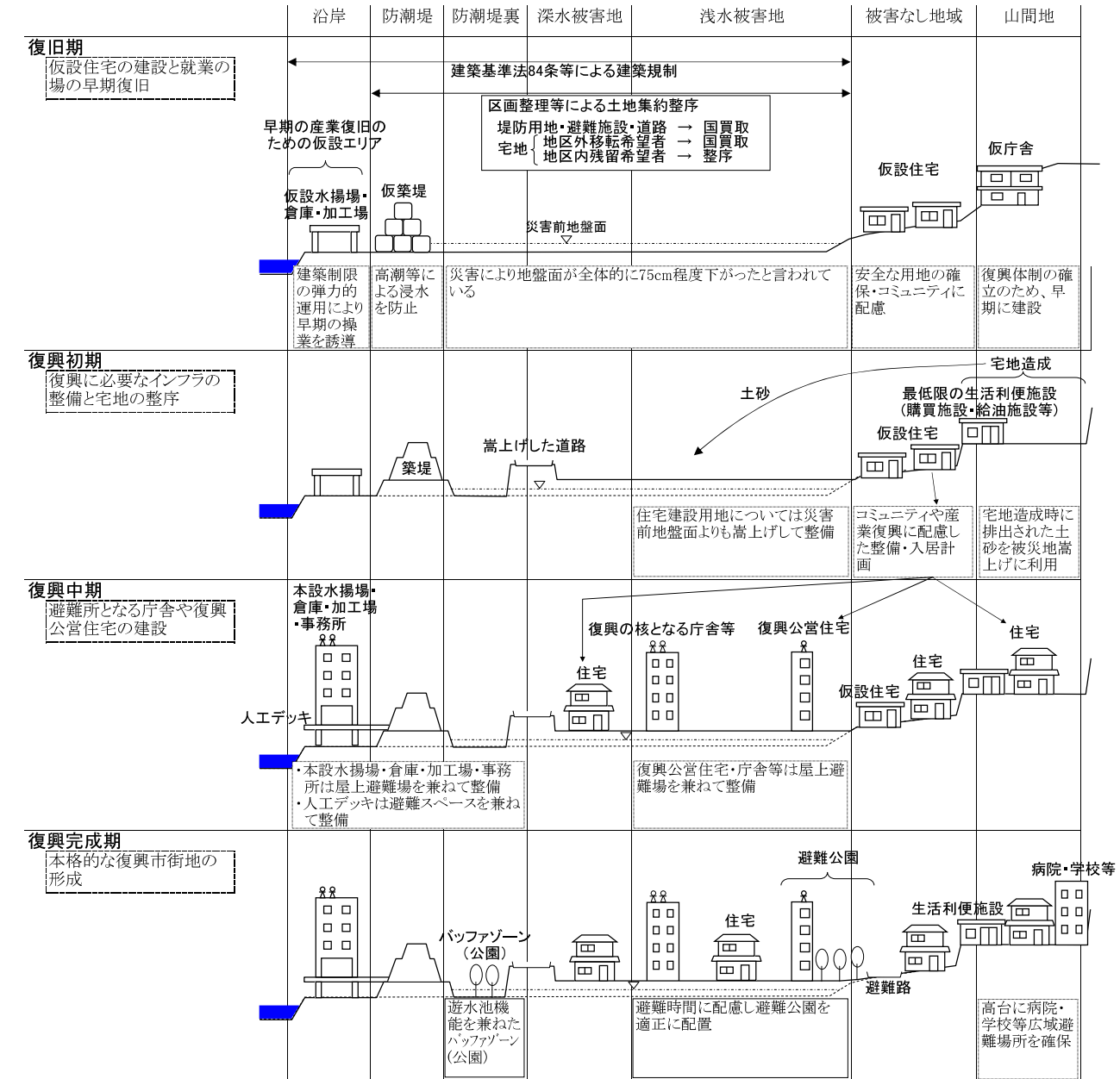
の検討も必要である。

- ④説明会、まちづくりニュース等を新聞や郵送など様々な方法で確実に権利関係者に情報提供することが重要である。
- ⑤都市計画事業に精通した他の地方公共団体職員等の派遣が必要である。

(問い合わせ先)

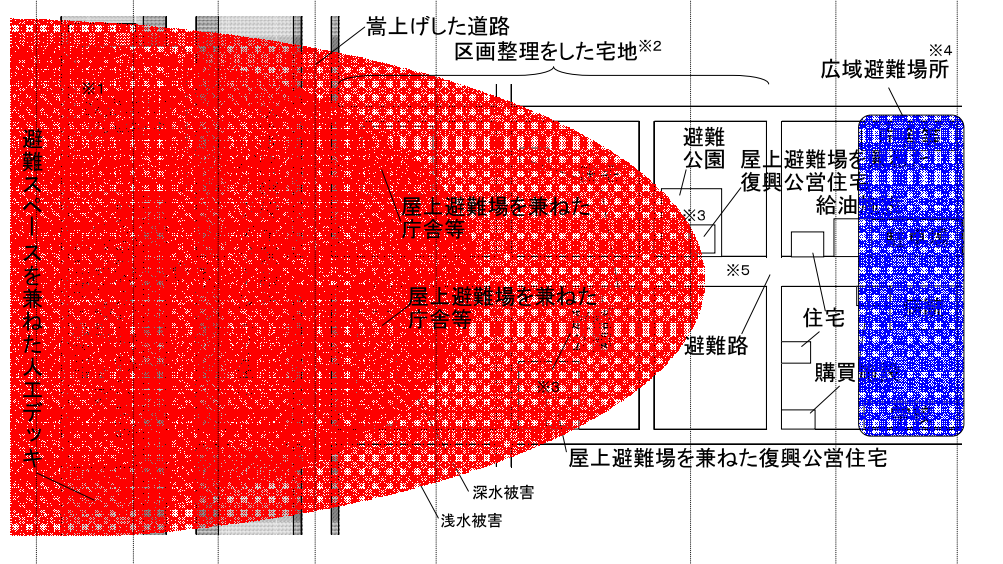
兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課	電話番号078-362-3576
住宅建築局住宅政策課	電話番号078-362-3604

別添イメージ図
断面図



平面図

- ※1 建築制限の弾力的運用により早期の操業を誘導
- ※2 住宅建設用地については災害前地盤面よりも嵩上げて整備
- ※3 避難時間に配慮し避難公園を適正に配置
- ※4 高台に病院・学校等広域避難場所を確保
- ※5 避難路を適正に配置



東日本大震災における震災復興への提案 -4月14日公表提案の整備内容等の再整理-

社会・経済活動の基盤となる広域的な「土木インフラの復興」と、生活者の視点に立った段階的な「復興まちづくり」を一体的に推進

「土木インフラの復興」

東日本大震災の特徴と課題（宮城県）

- (1) 地震動による被害は小さく、津波による沿岸部の被害が甚大
- (2) ガレキの処分場所の絶対量が不足（平常時の 23 年分）
- (3) 仙台平野の沿岸部で広範囲な浸水地域が発生（約 330km²）

「復興まちづくり」

東日本大震災の特徴と課題

- (1) 広範囲で壊滅的な被災地
地震よりも津波の被害が大きく広範囲で被災した地区としなかった地区とが明確
- (2) 地域の産業基盤の崩壊
漁業、水産加工業、農業等が壊滅状態で産業の再生が不可欠
- (3) 地形条件による地域毎の手法の検討
- (4) 津波を想定した立体的な計画
面的な計画に加え垂直方向の避難等を考慮した計画が必要
- (5) 広範囲な被災地による都市計画区域外の手法の検討
- (6) まちづくりコンサルタント等民間団体の活動が低迷

提案の趣旨

巨大津波に対するハード対策の限界を踏まえつつ、整備に併せて大量のガレキ処分も行い、地震や津波に強い土木インフラの復興

提案

(1) 防災ラダー道路ネットワークの強化

- ① 国幹軸と沿岸防災軸を結ぶラダー道路の強化
(国道 284 号、398 号、108 号、4 号等)
- ② 沿岸防災軸の早期形成と強化
 - ア) 三陸縦貫自動車道の未整備区間（登米～気仙沼）の早期整備
 - イ) 仙台東部道路等をガレキを利用して盛土補強し、防災機能を強化

(2) 背後地の土地利用に合わせた海岸保全施設の復旧

- ・ 浸水した仙台空港の周辺は、ガレキを利用した盛土により被災高さで復旧（@空港防潮堤：名取川～阿武隈川）
- ・ その他田園区間は防潮堤及び防潮林帯を原形復旧

(3) 広域防災公園の整備

- ・ 浸水地域の一部を買取
- ・ ガレキ利用により公園を整備、災害時には東北地方全域をカバーする基幹的広域防災拠点として活用

(4) 河川における津波湖上区間の堤防強化（巻堤等）

- ・ 津波湖上区間の河川については、想定を超える津波等による越水を考慮し巻堤等により堤防を強化

本提案により、宮城県で発生したガレキの総量を概ね処分可能

- ・ ガレキ総量：1,500 万 t～1,800 万 t
- ・ 処分可能量：1,070 万 t～1,600 万 t

ガレキを利用した整備による処分可能量 1,070 万 m³ を 1.0～1.5t/m³ として重量換算

提案の趣旨

東日本大震災と阪神・淡路大震災との相違点を考慮した住民主体の復興まちづくりを進めるための手順や留意点を提示

提案

(1) 津波からの避難に主眼を置いた計画策定

大規模な津波は完全に防げないことを前提に人命の安全を確保するための避難地及び避難路の確保に主眼をおいた計画が必要

(2) 段階的な復興シナリオの設定

- 生活者の視点に立った段階的な復興シナリオの検討が必要
- ① 医療、福祉、教育等の公益施設や生活利便施設を優先
- ② 漁業、水産加工業、農業等の「就業の場」の確保を優先

(3) 市町村の計画策定への支援

市町村の計画策定に向け、被災県の全面的な支援や他の地方公共団体・UR・学会等の積極的な支援が必要

(4) 全国のコンサルタントの投入

- ① コンサルタントが住民からの相談に応じ、意見を集約するための活動拠点の早期設置が必要
- ② 国庫負担によりコンサルタント派遣を行う仕組みが必要

「復興まちづくり」の検討シナリオ		
初動対応期（震災直後～3ヶ月）	基本計画の策定期（震災後～6ヶ月）	事業計画の推進期（震災後～2年）
1. 復興まちづくりに向けた体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の地方自治体職員等による支援チームの編成 ・ まちづくり専門家（民間コンサルタント）の常駐化 	4. 住民ニーズの把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民所在地調査や被災者登録システム構築 ・ 住民の意向把握（自力再建・市町域外転出等） ・ 地域毎にまちづくり活動拠点施設を設置 ・ 国庫負担によるコンサルタントの派遣 	6. 復興まちづくり事業計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民主体のまちづくりの推進 ・ まちづくり協議会の設立 ・ アドバイザー派遣制度・まちづくり活動費の助成制度の創設
2. 建築制限の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の一部損壊したエリアの調査を実施 ・ 建築基準法第 84 条地域の指定（震災から最長 2ヶ月） ・ 被災市街地復興推進地域の指定（震災から最長 2年） 	5. 復興まちづくり基本計画（土地利用の基本方針）の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政主導による復興まちづくり基本計画の策定 ・ 産業や医療、福祉、教育の早期復興等に配慮した段階的な復興事業のシナリオの検討 <p><シナリオ案の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 仮設住宅の建設と就業の場の早期復旧（復興期） 2) 復興に必要なインフラの整備と宅地の整序（復興初期） 3) 避難地となる庁舎や復興公営住宅の建設（復興中期） 4) 本格的な復興市街地の形成（復興完成期） 	7. 土地区画整理事業等面的整備事業の具体的検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民意向を踏まえた 2 段階の都市計画手法の検討 ・ 所有者不明地等の迅速な処理と集約換地の手法の検討
3. 復興まちづくりに向けた当面の対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設住宅の建設 ・ 建築制限の弾力的な運用を通じた仮設の漁業関連施設等の建設による就業の場の確保 		